

議案第19号

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成29年2月22日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

自然災害により一戸建ての住宅（以下この項において「住宅」という。）が滅失し、又は破損したため、当該滅失した住宅の建築又は破損した住宅の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする者で、当該災害を受けた日から起算して1年以内にその工事に着手するものについては、別表第1及び別表第2に掲げる手数料を免除するものとする。ただし、当該建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものである場合は、当該兼ねる部分の延べ面積が当該住宅の延べ面積の2分の1未満であるものに限る。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 つくば市については、別表第1（15の項から20の項までを除く。）及び別表第

2に掲げる手数料を免除するものとする。

別表第1の9の項第1号中「15の項、16の項及び17の項」を「18の項及び19の項」に改め、同号ア中「15の項及び17の項」を「18の項及び20の項」に改め、同表の13の項第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項、15の項及び17の項において「登録建築物調査機関」という。）又は登録住宅性能評価機関が交付したもの（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項）」を「認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分に有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築基準法第77条の21第1項）」に改め、「実施している」の次に「ものに限る。）又は」を加え、「もの）」を「もの」に改め、同表の17の項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」を「建築物エネルギー消費性能基準」に、「（登録建築物調査機関又は）」を「（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては）」に、「が交付したもの（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項）」を「（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分に有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（同項）」に改め、「実施している」の次に「ものに限る。）又は」を加え、「もの）」を「もの」に改め、同項を同表の20の項とし、同表の16の項を同表の19の項とし、同表の15の項中

「(平成27年法律第53号)」を削り、同項第1号中「(登録建築物調査機関又は」を「(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては」に、「が交付したもの(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項)」を「(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分を有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項)」に改め、「実施している」の次に「ものに限る。)又は」を加え、「もの)」を「もの」に改め、同号ア中「17の項」を「20の項」に改め、同項第2号ウ(ア)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び17の項において「省令」という。)第8条第1号イ(1)」を「省令第10条第1号イ(1)」に改め、同号ウ(イ)中「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同項を同表の18の項とし、同表の14の項の次に次のように加える。

15	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定の対象となる建築物(建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分に限る。以下この項から17の項までにおいて同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若し
----	---	---------------------------------------	--

くは養殖場，倉庫，
卸売市場又は火葬場
若しくはと畜場，汚
物処理場，ごみ焼却
場その他の処理施設
（以下この項から17
の項までにおいて「工
場等」という。）で
ある場合 ア又はイ
に定める額

ア 判定に係る建築
物について，建築
物のエネルギー消
費性能の向上に関
する法律第2条第
3号に規定する建
築物エネルギー消
費性能基準（以下
この項から17の項
まで及び20の項に
おいて「建築物エ
ネルギー消費性能
基準」という。）
に適合しているか
どうかの基準が，
建築物エネルギー

消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、18の項及び20の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準（以下この項から17の項までにおいて「標準入力法・主要室入力法」という。）による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは

125,000円, 10,000

平方メートル以上

25,000平方メートル

未満のときは

155,000円, 25,000

平方メートル以上

のときは191,000円

イ 判定に係る建築

物について, 建築

物エネルギー消費

性能基準に適合し

ているかどうかの

基準が, 省令第1

条第1項第1号ロ

に定める基準(以

下この項から17の

項までにおいて「モ

デル建物法」とい

う。)による場合

当該建築物の床

面積の合計が2,000

平方メートル未満

のときは31,000円,

2,000平方メートル

以上5,000平方メー

トル未満のときは

79,000円, 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のときは
119,000円, 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のときは
148,000円, 25,000平方メートル以上
のときは184,000円

(2) 判定の対象となる建築物の用途が工場等以外である場合
ア又はイに定める額
ア 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のとき

は306,000円,
2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のときは
437,000円, 5,000
平方メートル以上
10,000平方メー
トル未満のときは
538,000円, 10,000
平方メートル以上
25,000平方メー
トル未満のときは
636,000円, 25,000
平方メートル以上
のときは726,000円
イ 判定に係る建築
物について, 建築
物エネルギー消費
性能基準に適合し
ているかどうかの
基準が, モデル建
物法による場合
当該建築物の床面
積の合計が2,000平
方メートル未満の
ときは121,000円,

			<p>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円</p>
16	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>(1) 判定の対象となる建築物の用途が工場等である場合 ア又はイに定める額</p> <p>ア 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 標準入力法・主要室入力法</p>

による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは18,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円, 25,000平方メートル以上のときは96,000円

イ 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合

当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円, 25,000平方メートル以上のときは92,000円

(2) 判定の対象となる建築物の用途が工場等以外である場合
ア又はイに定める額
ア 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合し

ているかどうかの
基準が、標準入力
法・主要室入力法
による場合 当該
建築物の床面積の
合計が2,000平方メ
ートル未満のとき
は153,000円,
2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のときは
218,000円, 5,000
平方メートル以上
10,000平方メー
トル未満のときは
269,000円, 10,000
平方メートル以上
25,000平方メー
トル未満のときは
318,000円, 25,000
平方メートル以上
のときは363,000円
イ 判定に係る建築
物について、建築
物エネルギー消費
性能基準に適合し

			<p>ているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは61,000円、 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円</p>
17	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料</p>	<p>(1) 証明の対象となる建築物の用途が工場等である場合 ア又はイに定める額</p>

第11条の規定に基づく
同省令第3条（同省令
第7条第2項において
読み替えて準用する場
合を含む。）の軽微な
変更に該当しているこ
とを証する書面の交付
の申請に対する審査

ア 証明に係る建築
物について、建築
物エネルギー消費
性能基準に適合し
ているかどうかの
基準が、標準入力
法・主要室入力法
による場合 当該
建築物の床面積の
合計が2,000平方メ
ートル未満のとき
は18,000円、2,000
平方メートル以上
5,000平方メートル
未満のときは
42,000円、5,000平
方メートル以上
10,000平方メー
トル未満のときは
63,000円、10,000
平方メートル以上
25,000平方メー
トル未満のときは
77,000円、25,000
平方メートル以上
のときは96,000円

イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合
当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは16,000円、
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円、25,000平方メートル以上のときは92,000円

(2) 証明の対象となる

建築物の用途が工場等以外である場合
ア又はイに定める額
ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは

318,000円, 25,000
平方メートル以上
のときは363,000円
イ 証明に係る建築
物について, 建築
物エネルギー消費
性能基準に適合し
ているかどうかの
基準が, モデル建
物法による場合
当該建築物の床面
積の合計が2,000平
方メートル未満の
ときは61,000円,
2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のときは
98,000円, 5,000平
方メートル以上
10,000平方メー
トル未満のときは
128,000円, 10,000
平方メートル以上
25,000平方メー
トル未満のときは
154,000円, 25,000

			平方メートル以上 のときは181,000円
--	--	--	--------------------------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）新旧対照表

改正後	改正前																
<p>第1条—第4条（略） （手数料の免除）</p> <p>第5条 <u>自然災害により一戸建ての住宅（以下この項において「住宅」という。）が滅失し、又は破損したため、当該滅失した住宅の建築又は破損した住宅の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする者で、当該災害を受けた日から起算して1年以内にその工事に着手するものについては、別表第1及び別表第2に掲げる手数料を免除するものとする。ただし、当該建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものである場合は、当該兼ねる部分の延べ面積が当該住宅の延べ面積の2分の1未満であるものに限る。</u></p> <p><u>2 つくば市については、別表第1（15の項から20の項までを除く。）及び別表第2に掲げる手数料を免除するものとする。</u></p> <p><u>3 （略）</u></p> <p>第6条（略） 附則（略）</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="103 1230 1111 1409"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	項	事務	名称	金額					<p>第1条—第4条（略） （手数料の免除）</p> <p>第5条 <u>次に掲げる者については、別表第1及び別表第2に掲げる手数料を免除するものとする。</u></p> <p><u>(1) 自然災害により一戸建ての住宅（以下この号において「住宅」という。）が滅失し、又は破損したため、当該滅失した住宅の建築又は破損した住宅の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする者で、当該災害を受けた日から起算して1年以内にその工事に着手するもの。ただし、当該建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものである場合は、当該兼ねる部分の延べ面積が当該住宅の延べ面積の2分の1未満であるものに限る。</u></p> <p><u>(2) つくば市</u></p> <p><u>2 （略）</u></p> <p>第6条（略） 附則（略）</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1133 1230 2141 1409"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	項	事務	名称	金額				
項	事務	名称	金額														
項	事務	名称	金額														

9	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下この項、10の項、13の項、14の項、<u>18の項及び19の項</u>において「建築基準関係規定適合審査」という。）を受けるよう申し出ない場合であって、住宅を新築しようとするときは、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額</p> <p>ア 長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する</p>	9	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下この項、10の項、13の項、14の項、<u>15の項、16の項及び17の項</u>において「建築基準関係規定適合審査」という。）を受けるよう申し出ない場合であって、住宅を新築しようとするときは、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額</p> <p>ア 長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する</p>
---	---	---------------------------	---	---	---	---------------------------	--

			<p>法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項, 13の項, <u>18の項及び20の項</u>において「登録住宅性能評価機関」という。)による審査を受けた場合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>			<p>法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項, 13の項, <u>15の項及び17の項</u>において「登録住宅性能評価機関」という。)による審査を受けた場合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	
13	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに	13	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関</u> (以下この項, 15の項及び17の項において「登録建築物調査

			エまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア—エ (略) (2)・(3) (略)				エまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア—エ (略) (2)・(3) (略)
14	(略)	(略)	(略)	14	(略)	(略)	(略)
15	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 判定の対象となる建築物(建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分に限る。以下この項から17の項までにおいて同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この項から17の項までにおいて「工場等」という。)である場合 ア又はイに定める額 ア 判定に係る建築物について、建築物の				

エネルギー消費性能の
向上に関する法律第
2条第3号に規定す
る建築物エネルギー
消費性能基準(以下こ
の項から17の項まで
及び20の項において
「建築物エネルギー
消費性能基準」とい
う。)に適合している
かどうかの基準が、建
築物エネルギー消費
性能基準等を定める
省令(平成28年経済産
業省令・国土交通省令
第1号。以下この項、
18の項及び20の項に
おいて「省令」とい
う。)第1条第1項第
1号イに定める基準
(以下この項から17
の項までにおいて「標
準入力法・主要室入力
法」という。)による
場合 当該建築物の
床面積の合計が2,000
平方メートル未満の

ときは36,000円,
2,000平方メートル以
上5,000平方メートル
未満のときは85,000
円, 5,000平方メート
ル以上10,000平方メ
ートル未満のときは
125,000円, 10,000平
方メートル以上
25,000平方メートル
未満のときは155,000
円, 25,000平方メート
ル以上のときは
191,000円

イ 判定に係る建築物
について, 建築物エネ
ルギー消費性能基準
に適合しているかど
うかの基準が, 省令第
1条第1項第1号ロ
に定める基準(以下こ
の項から17の項まで
において「モデル建物
法」という。)による
場合 当該建築物の
床面積の合計が2,000
平方メートル未満の
ときは31,000円,
2,000平方メートル以

上5,000平方メートル未満のときは79,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円, 25,000平方メートル以上のときは184,000円

(2) 判定の対象となる建

築物の用途が工場等以外である場合 ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平

方メートル以上
10,000 平方メートル
未満のときは
538,000 円, 10,000
平方メートル以上
25,000 平方メートル
未満のときは
636,000 円, 25,000
平方メートル以上の
ときは 726,000 円

イ 判定に係る建築物
について, 建築物エネ
ルギー消費性能基準
に適合しているかど
うかの基準が, モデル
建物法による場合
当該建築物の床面積
の合計が2,000平方メ
ートル未満のときは
121,000円, 2,000平方
メートル以上5,000平
方メートル未満のと
きは 196,000 円,
5,000平方メートル以
上10,000平方メート
ル未満のときは
257,000円, 10,000平
方メートル以上

			25,000平方メートル 未満のときは308,000 円, 25,000平方メート ル以上のときは 362,000円			
16	建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律 第12条第2項又は第13条 第3項の規定に基づく変 更後の建築物エネルギー 消費性能確保計画の建築 物エネルギー消費性能適 合性判定	建築物エネルギー消費性 能確保計画の変更建築物 エネルギー消費性能適合 性判定手数料	(1) 判定の対象となる建 築物の用途が工場等で ある場合 ア又はイに 定める額 ア 判定に係る建築物 について、建築物エネ ルギー消費性能基準 に適合しているかど うかの基準が、標準入 力法・主要室入力法に よる場合 当該建築 物の床面積の合計が 2,000平方メートル未 満のときは18,000円, 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のときは42,000 円, 5,000平方メート ル以上10,000平方メ ートル未満のときは 63,000円, 10,000平方 メートル以上25,000 平方メートル未満の			

ときは77,000円,
25,000平方メートル
以上のときは96,000

円

イ 判定に係る建築物
について、建築物エネ
ルギー消費性能基準
に適合しているかど
うかの基準が、モデル
建物法による場合
当該建築物の床面積
の合計が2,000平方メ
ートル未満のときは
16,000円、2,000平方
メートル以上5,000平
方メートル未満のと
きは40,000円、5,000
平方メートル以上
10,000平方メートル
未満のときは60,000
円、10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満のときは
74,000円、25,000平方
メートル以上のとき
は92,000円

(2) 判定の対象となる建

建築物の用途が工場等以外である場合 ア又はイに定める額

ア 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円

イ 判定に係る建築物

について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円

17	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同省令第3条（同省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更^{（1）}に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料</p>	<p>(1) 証明の対象となる建築物の用途が工場等である場合 ア又はイに定める額</p> <p>ア 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円</p> <p>イ 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかど</p>			
----	---	--	---	--	--	--

うかの基準が,モデル
建物法による場合
当該建築物の床面積
の合計が 2,000 平方
メートル未満のとき
は 16,000 円, 2,000
平方メートル以上
5,000 平方メートル
未満のときは 40,000
円, 5,000 平方メート
ル以上 10,000 平方メ
ートル未満のときは
60,000 円, 10,000 平
方メートル以上
25,000 平方メートル
未満のときは 74,000
円, 25,000 平方メー
トル以上のときは
92,000 円

(2) 証明の対象となる建
築物の用途が工場等以
外である場合 ア又は
イに定める額

ア 証明に係る建築物
について,建築物エネ
ルギー消費性能基準
に適合しているかど
うかの基準が,標準入
力法・主要室入力法に
よる場合 当該建築
物の床面積の合計が

2,000 平方メートル
未満のときは
153,000 円, 2,000 平
方メートル以上
5,000 平方メートル
未満のときは
218,000 円, 5,000 平
方メートル以上
10,000 平方メートル
未満のときは
269,000 円, 10,000
平方メートル以上
25,000 平方メートル
未満のときは
318,000 円, 25,000
平方メートル以上の
ときは 363,000 円

イ 証明に係る建築物
について, 建築物エネ
ルギー消費性能基準
に適合しているかど
うかの基準が, モデル
建物法による場合
当該建築物の床面積
の合計が2,000平方メ
ートル未満のときは
61,000円, 2,000平方
メートル以上5,000平
方メートル未満のと

			<u>きは98,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円</u>				
18	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合には登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り,認	15	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (平成27年法律第53号) 第料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付したもの(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合には,登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項

(ア)・(イ) (略)
イーエ (略)
(2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額
ア・イ (略)
ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 1 件につき(ア)又は(イ)に規定する額
(ア) 申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準(以下この項及び次項において「誘導基

(ア)・(イ) (略)
イーエ (略)
(2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額
ア・イ (略)
ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 1 件につき(ア)又は(イ)に規定する額
(ア) 申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準(以下この項及び次項において「誘導基

準」という。)に
適合しているかど
うかの基準が、省
令

第10条第1号イ
(1)及びロ(1)に定
める基準(以下こ
の項及び次項にお
いて「標準入力
法・主要室入力法
」という。)による
場合にあつては、
当該建築物の床面
積の合計が300平
方メートル未満の
ときは189,000円、
300平方メートル
以上2,000平方メ
ートル未満のとき
は306,000円

準」という。)に
適合しているかど
うかの基準が、建
築物エネルギー消
費性能基準等を定
める省令(平成28
年経済産業省令・
国土交通省令第1
号。以下この項及
び17の項において
「省令」という。)
第8条第1号イ
(1)及びロ(1)に定
める基準(以下こ
の項及び次項にお
いて「標準入力
法・主要室入力法
」という。)による
場合にあつては、
当該建築物の床面
積の合計が300平
方メートル未満の
ときは189,000円、
300平方メートル
以上2,000平方メ
ートル未満のとき
は306,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円

25,000平方メートル以上のとき
726,000円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この項及び次項において「モデル建物法」という。)による場合にあつては、当該建築物の床面

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円

25,000平方メートル以上のとき
726,000円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この項及び次項において「モデル建物法」という。)による場合にあつては、当該建築物の床面

			積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円 エ (略) (3) (略)			積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円 エ (略) (3) (略)	
19	(略)	(略)	(略)	16	(略)	(略)	(略)
20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づ	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準	17	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づ	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に

		<p>「適合証」という。)がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア—エ (略) (2) (略)</p>			<p>「適合証」という。)がある場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア—エ (略) (2) (略)</p>
備考 (略)			備考 (略)		
別表第2 (以下略)			別表第2 (以下略)		